

令和6年度 水橋中学校いじめ防止基本方針

富山市立水橋中学校

目 次

1	水橋中学校いじめ防止基本方針について	1
(1)	目的	1
(2)	基本理念	1
2	本校のいじめの実態と課題について	1
(1)	本校の実態	1
(2)	本校の課題	1
3	いじめ問題への対応について	2
(1)	いじめの防止のための取組	2
(2)	いじめの早期発見のための取組	4
(3)	いじめが起きたときの対応	4
4	重大事態への対処について	10
(1)	重大事態とは	10
(2)	重大事態の対応についての留意事項	10

1 水橋中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立水橋中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「水橋中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関といじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。

いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等他の対策のための組織」（法第 22 条）を活用して行います。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子供の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・スマートフォン等の携帯端末の生徒への普及に伴い、LINE 等の SNS を利用した不適切な書き込みを行う事例が発生しています。
- ・冷やかしかからかい、陰口や悪口等の言葉によるトラブルや LINE による嫌がらせ等の事例が発生しています。

(2) 本校の課題

- ・全学年でスマートフォン等の携帯端末を使ったトラブルが起こっており、

学年の成長段階に応じたネットモラルに関する指導を適切かつ継続して行う必要があります。

- ・冷やかしかからかい、陰口や悪口等、言葉によるトラブルが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・部活動や生徒間での仲間はずれによる孤独感や疎外感を感じている生徒が一部いることから、きめ細かい指導体制を構築する必要があります。

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断します。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること（被害が重大なものは、さらに長期観察を行います。）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（被害生徒及びその保護者への面談等で確認します。）

※ いじめが起きた集団への働き掛け

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪をもってのみ終わるものではありません。被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものです。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さと他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等）を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・Q-U調査による学級満足度等の結果を把握し、学級経営に生かし、いじめを生まない学級づくりに努めます。

- ・ いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
 - ・ いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。
 - ・ 学校のホームページや、その他の方法によって、保護者や住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるように配慮します。
 - ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ生徒の保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
 - ・ 生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努めます。
 - ・ 生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
 - ・ いじめを受けている生徒が自尊心を失うことがないように、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守るという姿勢を示します。
 - ・ 生徒会活動等、生徒による自主的な活動（「いじめ防止宣言」や「人権作文発表会」等）を支援し、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等の活動に取り組みせ、自己指導能力を育てます。
 - ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成します。
 - ・ 特に配慮が必要な児童生徒がいる場合、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ※ 特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、震災により東日本大震災により、被災した生徒等
- ・ 教職員の言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 休み時間や放課後の子供の様子、生活ノート（あしあと）等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高くして子供たちを見守ります。
- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。
- ・ いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行います。

※参照 ① P 6 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

② P 8 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・ いじめの事実が確認されたときは速やかに、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡し、いじめ解消までの進捗状況は市教育委員会に報告します。
- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・ いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ いじめた子供の保護者の理解を得て、保護者と連携して子供への対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調もいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。

- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を依頼します。

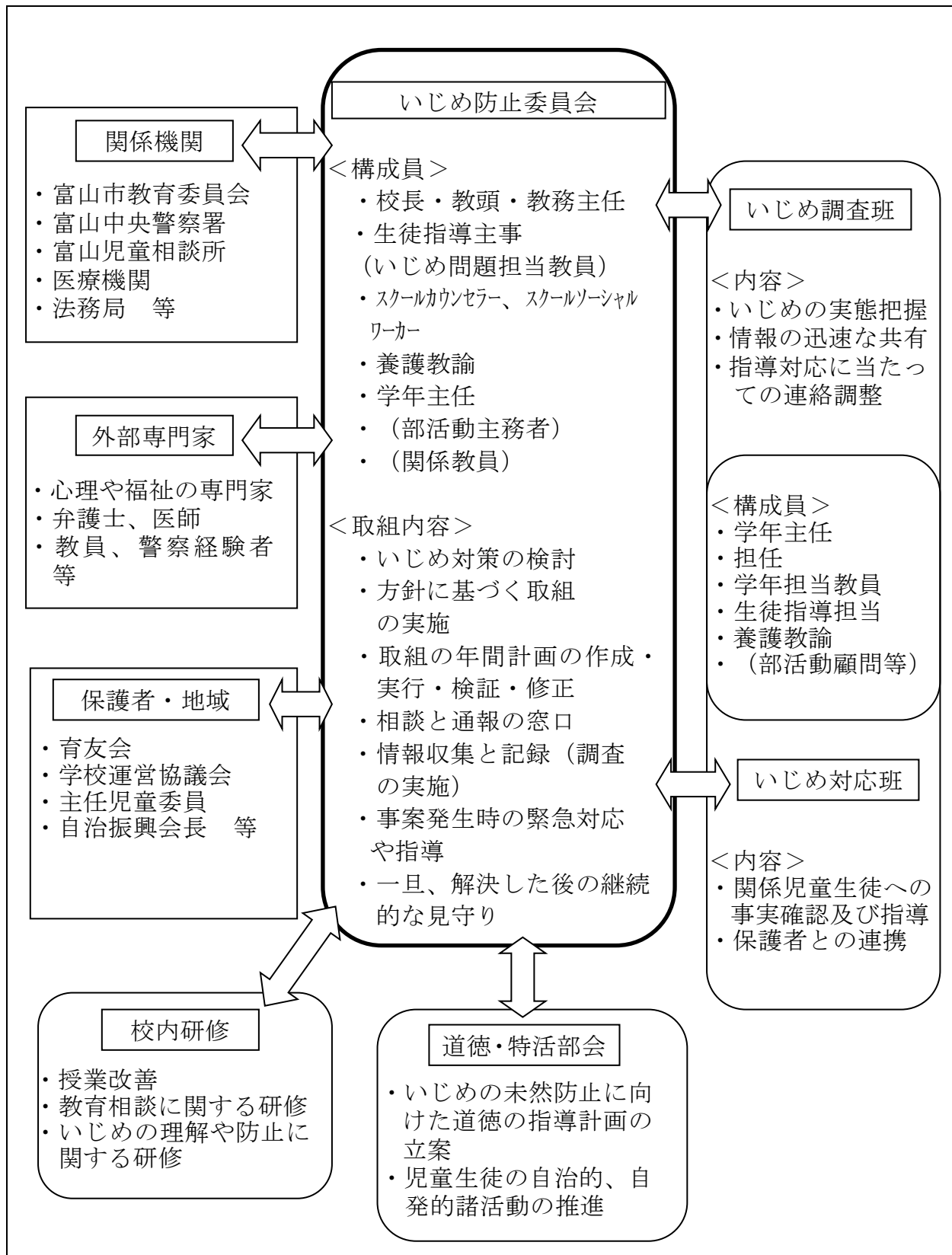
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。

- ・パスワード付きサイトや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。

- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 水橋中学校いじめ防止委員会の役割と機能】

(法第22条に基づく組織)



- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・生徒に対して、いじめの相談・通報の窓口として、相談の機会を積極的に紹

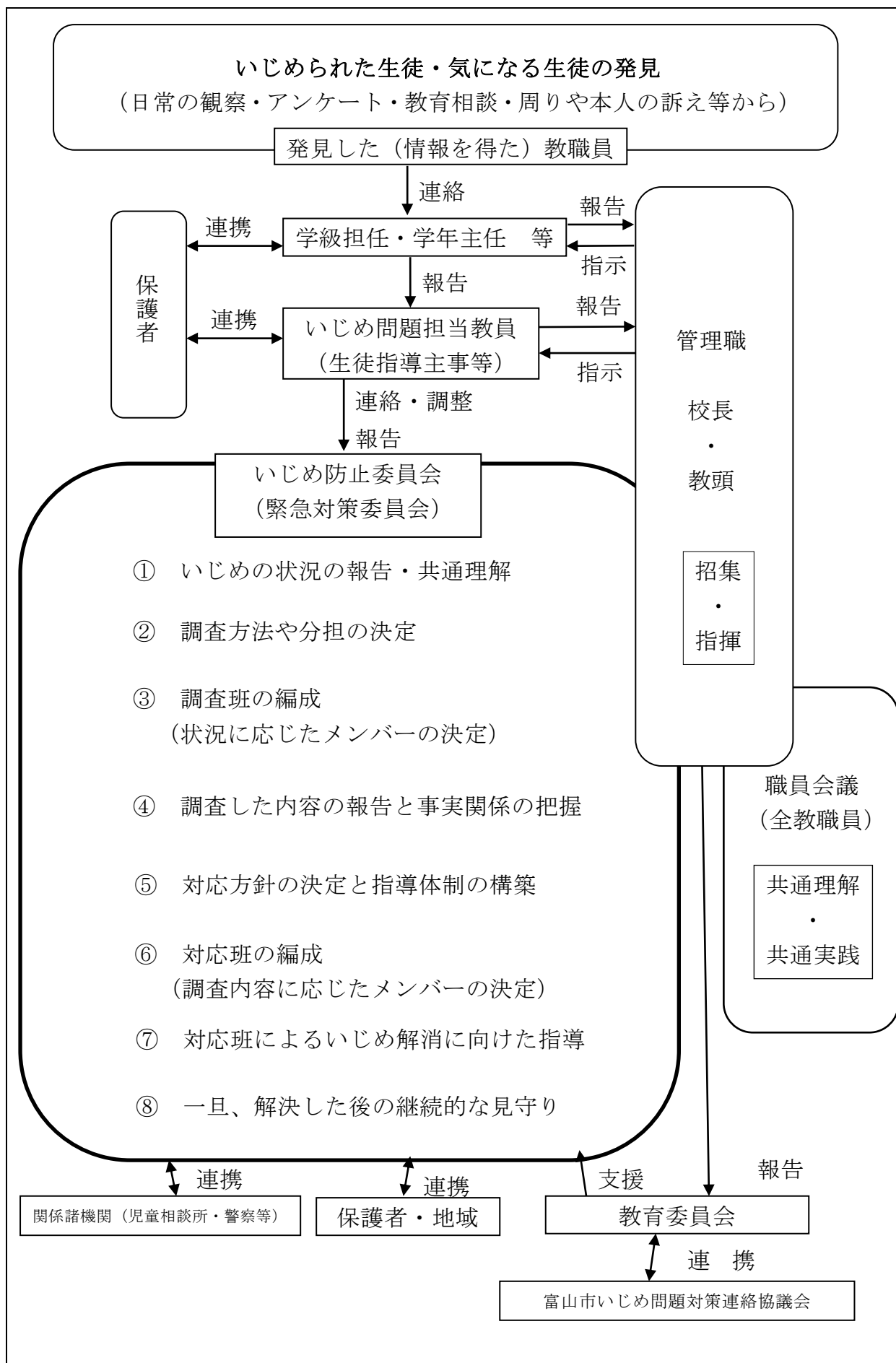
介したり、自分で抱え込むことなく、相談することの大切さを伝えたりする役割。

- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・ いじめに係る情報があったときに、特定の教職員のみで判断や対応をせず、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有と関係児童生徒に関するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・ いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制と対応の方針の決定と保護者の連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し計画的に実施する役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割。

【表1 いじめ防止委員会組織】

役 職	分担1	分担2	備 考
校長	総 括		
教頭	指 示		
生徒指導主事	調査班	指 示	
スクール カウンセラー		対応班	
スクールソーシャル ワーカー		対応班	
各学年主任	調査班	対応班	
養護教諭		対応班	
部活動担当教員	調査班		
担任等関係教員	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施 →				
	いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解	育友会総会及び学年懇談会での保護者啓発		いじめ問題に関する職員研修会①	
	職員会議				
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・修学旅行等)		生徒会による未然防止に向けた自治活動	
早期発見への取組	さわやかアンケート		さわやかアンケート		保護者学校評価アンケート
		教育相談週間			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	← 事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施 →						
	いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認				いじめ問題に関する職員研修会②		いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・学習発表会等)		生徒会による「人権週間」への取組			道徳・特別活動計画へ生かす	
早期発見への取組	さわやかアンケート				保護者学校評価アンケート		さわやかアンケート
			教育相談		教育相談		

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
(生徒が自殺を企図した場合等)
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合)

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。
- 重大事態の疑いがあると認められる事態の疑いがある調査組織
 - ・いじめ防止委員会が中心になって調査を実施しますが、必要に応じ調査資料の分析を第三者（弁護士等）に依頼するなど事実の正確な把握に努めます。
- 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって
 - ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
 - ・調査の実施は、被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進めます。
 - ・被害生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進めます。
 - ・加害生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保し調査を進めます。
 - ・法13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行います。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提唱する責任
 - ・調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努めます。
 - ・調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者と確認します。
 - ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の生徒又は保護者に対して可能な

限り、事前に調査結果を開示します。また、その際に、生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。

- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめをしたことの過ちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。

○ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告・説明します。その際に、教育委員会の会議において議題として扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・上記の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。

（※ 教育委員会及び学校は、このことをあらかじめ被害生徒とその保護者に伝えます。）